

契 約 書

収 入
印 紙

件 名	伊丹市広報紙制作委託業務									
納 入 場 所	仕様書のとおり									
履 行 期 間	着手 完了 契約締結日 ～ 令和11年12月31日まで									
契 約 代 金					別	紙	の	と	お	り
	うち取引に係る消費税 および地方消費税の額 —————									
契 約 保 証 金										
支 払 条 件	仕様書のとおり									
納 入 方 法	搬入									
そ の 他										

上記の委託及び印刷製本について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託及び印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者（甲） 伊 丹 市 千 僧 1 丁 目 1 番 地
伊 丹 市
伊 丹 市 長 中 田 慎 也

受注者（乙）

【別紙】

次の額を、各号の業務終了後に、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う

【計算式】

(a) 広報紙制作に係る部分の金額 + (b) 合本に係る部分の金額 + (c) 印刷製本に係る部分の金額

(a) 広報紙制作に係る部分の金額	総額		円(税抜) (総額)
			円(税込)
	単価		円(税込) / 1号
(b) 合本に係る部分の金額	総額		円(税抜)
			円(税込)
	単価		円(税込) (各年12月号に加算)
(c) 印刷製本に係る部分の金額	単価	次の【金額表】の印刷部数に応じた金額 / 1号	

【金額表】 (税抜)

印刷部数	94,000	94,100	94,200	94,300	94,400	94,500	94,600	94,700	94,800	94,900	95,000
金額											
印刷部数	95,100	95,200	95,300	95,400	95,500						
金額											

※ 本表に記載のない部数とする場合は別途協議を行う。

【支払予定表】

(税込)

R8年度	号数												R9.4月号	年度合計
	広報紙制作部分													0 円
	印刷製本金額												※	- 円
R9年度	号数	R9.5月号	R9.6月号	R9.7月号	R9.8月号	R9.9月号	R9.10月号	R9.11月号	R9.12月号	R10.1月号	R10.2月号	R10.3月号	R10.4月号	年度合計
	広報紙制作部分													0 円
	印刷製本部分	※											- 円	
R10年度	号数	R10.5月号	R10.6月号	R10.7月号	R10.8月号	R10.9月号	R10.10月号	R10.11月号	R10.12月号	R11.1月号	R11.2月号	R11.3月号	R11.4月号	年度合計
	広報紙制作部分													0 円
	印刷製本部分	※											- 円	
R11年度	号数	R11.5月号	R11.6月号	R11.7月号	R11.8月号	R11.9月号	R11.10月号	R11.11月号	R11.12月号					年度合計
	広報紙制作部分													0 円
	合本部分	-	-	-	-	-	-	-	-					
	印刷製本部分	※												- 円

※ 印刷製本部分の金額は、上記【金額表】に記載の各号における印刷部数の欄に応じた金額とし、各号における支払いは、委託部分と印刷製本部分の金額を合算したものとします。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、仕様書等(仕様書、内訳書、質疑に対する回答書その他この契約の条件となったものをいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令及び本市条例等を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託及び印刷製本の契約をいう。以下同じ。)により発生する義務を履行しなければならない。

2 乙は、頭書記載の委託業務(以下「業務」という。)及び頭書記載の印刷製本(以下「印刷製本」という。)におけるこの契約の目的物(以下「印刷物」という。)を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に納入し、甲に引き渡す義務を負い、甲は、頭書記載の契約代金(以下「契約代金」という。)をこの契約書に記載する期限以内に支払う義務を負うものとする。

3 乙は、この契約により生ずる義務の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。

4 乙は、印刷製本について品質が明らかなでない又は特別の指示を受けていないときは、中等以上の品質を有するものを納入しなければならない。

5 乙は、仕様書及び契約条件に明示されていない事項でも印刷製本に当然必要なものであれば、甲の指示によらなければならない。

6 業務又は納入を完了するための一切の手段については、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、乙がその責任において定める。

7 この契約に基づく義務の履行(以下「履行」という。)に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、伊丹簡易裁判所又は神戸地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

13 この契約書において定める違約金、遅延損害金、遅延利息又は延滞金(以下「損害金等」という)は、この契約書に特別の定めのある場合を除き、契約代金(この契約締結後、

契約代金の変更があった場合には、変更後の額)につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額とする。

14 損害金等の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

15 甲は、契約保証金があるときは、それを損害金等に充当することができる。

16 乙は、校正、校了、製本等の工程表ならびにその他甲が必要と認める書類を作成し、遅滞なく甲又は甲の指定する監督を担当する職員(以下「監督員」という。)に提出してその承認を受けるものとする。ただし、甲が必要でないとき、この限りでない。

(秘密の保持等)

第2条 乙は、履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

2 乙は、履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、履行を行う上で得られた仕様書等及びデータ等を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 乙は、前4項の規定に違反した場合には、契約代金(この契約締結後、契約代金の変更があった場合には、変更後の額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約保証金等)

第3条 甲は、この契約に関するすべての義務を担保するため、乙から契約保証金を預かり置くことができる。

2 契約代金の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約代金の10分の1以上に達するまで、甲は契約保証金の増額を請求することができる。

3 この契約を解除したときは、契約保証金は甲が取得する。ただし、第35条又は第36条の規定に基づきこの契約が解除された場合はこの限りでない。

4 乙は、仕様書等に基づき又は任意に火災保険等その他の保険を付しているときは、当該保険に係る証券の原本を速やかに甲に提出しなければならない。

(不当要求等)

第4条 乙は、履行の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 暴力団等（伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。
- 二 履行するために乙が使用している下請負人（以下本条において「下請負人」という。）が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに乙にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(指示等の書面主義)

第5条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、甲が認めるときは、書面により行わなければならないとされている指示等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、印刷物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第7条 乙は、成果物（第29条に規定する指定部分に係る印刷物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、印刷物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、印刷物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、印刷物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現の為にその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、印刷物が著作物に該当しない場合には、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、第2条の規定にかかわらず、また、印刷物（この契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するか否かにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該印刷物を使用又は複製し、また、当該印刷物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が印刷物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(生成AIの利用に関する保証)

第8条の2 乙は、業務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、

質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、甲に対し、業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成 AI への入力及び出力結果)

第 8 条の 3 乙は、業務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(再委託の原則禁止)

第 9 条 乙は、業務又は印刷製本の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務又は印刷製本の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、印刷物の作成につき著しく不適當であると認められる受任者又は下請負人の変更を求めることができる。この請求は、理由を付した書面によらなければならない。

5 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

6 甲は、第三項本文により承諾をした場合であっても、当該第三者が履行につき著しく不適當であると認められる場合には、乙に対して、当該第三者の変更を求めることができる。この請求は、理由を付した書面によらなければならない。

(一般的損害)

第 10 条 印刷物の引渡し前に、印刷物に生じた損害その他業務又は印刷製本を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 37 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書

等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 11 条 業務又は印刷製本にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務を行い、又は印刷物の納入にあたり第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(監督及び現場代理人)

第 12 条 監督員は、必要があるときは、指示その他の方法により、乙の業務に関する履行状況を監督することができる。

2 乙は、甲が求める場合は、現場代理人を定め、甲に通知しなければならない。

3 乙は、仕様書等において監督員の立会いの上確認するものと指定された事項については、当該立会いを受けて履行しなければならない。

4 乙は、甲が特に必要があると認めて仕様書等において業務記録を整備すべきものと指定した業務を行うときは、仕様書等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

5 監督員は、乙から第 1 項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

6 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会いを受けることなく業務を行うことができる。この場合において、乙は、当該業務を適切に行ったことを証する業務記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

7 第 4 項又は前項の場合において、業務記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(仕様書等と業務又は印刷製本の内容が一致しない場合の
修補義務)

第13条 乙は、業務又は印刷製本の内容が仕様書等又は甲の
指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合にお
いて、甲がその修補等を請求したときは、当該請求に従わ
なければならない。

2 前項の場合において、当該不適合が甲の指示によるときそ
の他甲の責に帰すべき事由により、かつ、必要があると認め
られるときは履行期間若しくは契約代金を変更し、又は乙に
損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 乙は、業務又は印刷製本を行うに当たり、次の各号
のいずれかに該当する事実を発見した場合は、その旨を直ち
に甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 仕様書等の表示が明確でないとき(仕様書等が交互符号
しないこと及び仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること
を含む。)

二 仕様書等に明示されてない製造の条件について予期す
ることができない特別の状態が生じたとき。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前
項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直
ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応
じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとる
べき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)
を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に
通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できな
いやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ乙の意見を聴
いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認
された場合において、必要があると認められるときは、甲は、
仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場
合において、甲は、必要があると認めるときは履行期間若し
くは契約代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要
な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は印刷製本に関する指示の変更)

第15条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると
認めるときは、相当の予告期間をもって(緊急を要する場合

を除く。)、仕様書等又は業務又は印刷製本に関する指示を
変更することができる。この場合において、甲は、必要があ
ると認めるときは履行期間若しくは契約代金を変更し、又は
乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな
らない。

(印刷物の校正等)

第16条 乙は、内部校正ののち、印刷物の校正刷り及び色校
正等を監督員に提出し、完全校了にいたるまで監督員の指示
に従い、校正なおしを行わなければならない。ただし、責任
校正又は責任校了の場合にはこの限りでない。

2 甲は、必要があると認める場合には、作成の途中において
仕上がり部分の検査を行うことができる。

(乙の請求等による履行期間の延長)

第17条 乙は、その責に帰することができない事由により履行
期間内に業務又は印刷物の納入を完了することができない
場合には、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の
延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要
があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由
による場合においては、契約代金について必要と認められる
変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負
担しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を
完了することができない場合において、履行期限経過後相当
の期間内に完了する見込みのあるときは、その理由を明示し
た書面により甲に履行期限の延長変更を請求することがで
きる。この場合において、甲は、乙から遅延損害金を徴収し
て履行期間を延長することができる。

4 前項の遅延損害金は、延長期間について計算する。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要が
あるときは、相当の予告期間をもって(緊急を要する場合を
除く。)履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長
すべき場合において、特別の理由があるときは、延長期間に
ついて、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への
変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは
契約代金を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費

用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第19条 履行期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲がそれまでの協議を踏まえた上で履行期間を定め、乙に通知することができる。

2 第1項の協議の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあつては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、甲の意見を聴いて協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約代金の変更方法等)

第20条 契約代金の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲がそれまでの協議を踏まえた上で変更額を定め、乙に通知することができる。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、甲の意見を聴いて協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、契約代金を変更したときの変更額、又は乙に損害を及ぼしたときの必要な額については、甲と乙が協議して定める。

(契約代金の変更に代える仕様書等の変更)

第21条 甲は、この契約書の規定により契約代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金を増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲がそれまでの協議を踏まえた上で変更内容を定め、乙に通知することができる。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が前項の契約代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を甲の意見を聴いて定め、甲に通知することがで

きる。

(印刷製本に係る乙の提案)

第22条 乙は、仕様書等又は指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は指示の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は指示の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等又は指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、仕様書記載の成果品等の各納期（以下「納期」という。）又は契約代金を変更しなければならない。

(物価等の変動に基づく契約代金等の変更)

第23条 甲又は乙は、履行期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約代金が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲と乙の協議の上、仕様書等の内容又は契約代金を変更することができる。この場合における協議については、第15条及び第20条の規定を準用する。

(臨機の措置)

第23条の2 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(業務又は印刷製本の中止)

第24条 甲は、必要があると認めるときは、業務又は印刷製本の全部又は一部を一時中止させることができる。その場合、理由を付した書面により、業務又は印刷製本の中止内容をあ

らかじめ乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により業務又は印刷製本を一時中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約代金を変更し、又は乙が業務又は印刷製本の続行に備え業務又は印刷製本の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(検査)

第25条 乙は、業務を完了又は印刷物を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務を完了するための検査の完了又は納入の検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が、正当な理由なく検査に立ち会わないときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 第2項の検査を行う場合において、必要があるときは、甲はその理由を通知して、検査員又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により印刷物の検査を行うことができる。
- 5 第1項、第2項及び第4項の場合において、印刷製本及び検査に直接要する費用（前項の検査により変質等した印刷物を原状に復する費用を含む。）は、特別の定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第26条 甲は、前条第2項の検査に合格した後、乙が印刷物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該印刷物の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから甲に移転するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該印刷物の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払の完了と同時にを行う事を請求することができる。この場合においては、乙は当該請求に直ちに応じなければならない、それをしない間は、契約代金の支払いを請求することはできない。
- 3 乙は、業務が前条第2項の検査に合格しないときは、その理由の如何にかかわらず、乙の負担をもって印刷物をただちに引き取らなければならない、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務

の完了とみなして前条第1項、第2項及び前2項の規定を準用する。

- 4 乙において前項の引取りを拒み、又は引取りを遅延したため印刷物につき生じる一切の損害については、甲はその責を負わない。

(契約代金の支払い)

第27条 乙は、第25条第2項の規定による検査が完了したとき又は前条第1項の規定により印刷物の所有権を甲に移転させたときは、当該部分に係る契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、適正な請求書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により第25条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第28条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条（次条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分引渡し)

第29条 印刷物について、甲が仕様書等において納期に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の印刷物の納入が完了したときについては、第25条及び第26条中「印刷物」とあるのは「指定部分に係る印刷物」と、同条第2項、第27条及び第28条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、印刷製本の一部が完了したときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受

けることができる。この場合において、第25条及び第26条中「印刷物」とあるのは「引渡し部分に係る印刷物」と、同条第2項、第27条及び第28条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第27条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額については、甲と乙が協議して定める。ただし、甲が前2項において準用する第27条第1項の規定による請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、甲がそれまでの協議を踏まえた上で契約代金の額を定め、乙に通知することができる。

(部分引渡しに係る契約代金の不払に対する印刷製本の中止)

- 第30条 乙は、甲が前条において準用される第27条第2項に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、印刷製本を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が印刷製本を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、納期若しくは契約代金を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第31条 乙が、納期内に業務の完了又は印刷物の納入を完了することができない場合においては、甲は、遅延日数に応じ、遅延損害金の支払を乙に請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金（この契約締結後、契約代金の変更があった場合には、変更後の額）から第29条第1項及び第2項の規定による部分引渡しに係る契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じて計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第27条第2項（第29条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第32条 甲は、乙の業務の内容に仕様書等又は甲の指示若し

くは甲と乙の協議の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という）があったときは別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。この場合において、契約代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する契約代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）及び損害賠償の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、印刷物の納入の日から2年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 6 甲は、納入した印刷物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく乙に通知しなければ、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第33条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、契約が解除されるか否かにかかわらず、乙は、甲の請求に基づき、契約代金（この契約締結後、契約代金の変更があった場合には、変更後の額）若しくは契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占

禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の解除権等）

第34条 甲は、乙又は再委託された第三者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 履行期間内に業務若しくは成果物の納入が完了しない又は完了する見込みが明らかでないとき。
- 二 第36条第1項の規定によらないで契約解除の申出があったとき。
- 三 暴力団等に該当すると認められるとき、又は下請の相手方としていた場合に甲が乙に対して、当該契約の解除を求

め、乙がこれに従わなかったとき。

四 第2条第1項から第3項のいずれかに違反したとき。

五 第6条第1項の規定に違反して代金債権を譲渡したとき。

六 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

七 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

八 第32条第2項の規定に基づくとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しその違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

第34条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定を適用する場合においては、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、第33条第2項中「前項」とあるのは「第34条の2第1項」と読み替える。

第35条 甲は、業務が完了するまでの間は、第34条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第36条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 甲の都合による契約の履行の遅延又は中止期間が3月又は契約の履行期間の3分の1以上になったとき。
 - 二 第15条の規定により仕様書等を変更したため契約代金が3分の2以上減少したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の不可抗力による損害に基づく解除請求)

第37条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、印刷物の納入が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の一部又は全部の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより印刷物の納入が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約の解除の請求を承認するものとする。
- 3 既納入部分がある場合には、甲は、当該部分に相当する代金を乙に支払うものとする。

(解除の効果)

第38条 この契約が解除された場合には、特別の定めのある場合及び第29条に規定する部分引渡しに係る部分を除き、この契約書により発生する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲がそれまでの協議を踏まえた上で既履行部分代金を定め、乙に通知することができる。
- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、この契約が解除された日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合

には、乙は、甲の意見を聴いて協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(損害金等の徴収)

第39条 乙がこの契約に基づく損害金等を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までについて計算した遅延利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、不足額につき、甲は、乙から遅延日数について計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第40条 この契約書に定めのない事項、又は甲と乙の間に疑義が生じたときは、法令（伊丹市の関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

（基本的事項）

第1条 伊丹市（以下「甲」という）が、この契約において機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号。）第2条第1項に規定する個人情報。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第2条 乙は、この契約による業務の履行にあたり、伊丹市情報セキュリティポリシー及び関連要綱等に規定されている事項を遵守するものとする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、機密情報及び個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4条 乙は、この契約による業務において、本業務の責任者を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項で定めるもの以外に機密情報及び個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を別途定める場合は、前項の報告に加え、書面（電磁的記録文書を含む）によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

3 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事

項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第6条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の制限）

第7条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなく契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、この契約による業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲の管理下以外の場所で機密情報及び個人情報を取り扱う場合は、機密情報及び個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面（電磁的記録文書を含む）により甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

3 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の機密情報及び個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 第1項の機密情報及び個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すよう努めるものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。

6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（特定個人情報の適正管理に係る届出）

第9条 乙は、この契約による業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には前条の規定により講じた措置のう

ち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第11条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者）

第12条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第10条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者に対し、第8条第1項から第5項に基づく安全管理措置を講じ、守秘義務を課さなければならない。

（業務従事者への周知）

第13条 乙は、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、機密情報及び個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第14条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2号第1項第3号に規定する子会社をいう。））に委託する場合を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する

必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先で取り扱う機密情報及び個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による機密情報及び個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託等の相手方の行為について、乙がその責任を負うものとする。

6 再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

7 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

8 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

9 再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

（資料等の返還、廃棄及び消去）

第15条 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた機密情報が記録された紙文書及び電子データ、又は甲から提供を受け、自らが収集し、又は作成した個人情報

報が記録された紙文書及び電子データは、契約完了後直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(意見聴取)

第16条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続き上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第17条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他知的財産権の使用権及び実施権を付与するものではないことを確認する。

(対象外)

第18条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取り扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(立入調査)

第19条 甲は、乙が契約による業務の執行にあたり取り扱っている機密情報及び個人情報の状況について必要な措置が講じられているかを確認するため随時調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(漏えい等の発生時における報告)

第20条 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約解除)

第21条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。